

令和 8 年度

呉市屋外広告物講習会受講案内

呉市屋外広告物条例第 35 条第 1 項に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し、必要な知識を修得していただくことを目的として、屋外広告物講習会を開催します。

屋外広告業を営む場合、その営業所ごとに業務主任者を選任する必要があります。この講習会を修了された方は、業務主任者としての資格を取得することができます。

呉 市

1 日時

令和8年11月12日（木）午前10時30分から午後4時50分まで

11月13日（金）午前10時15分から午後5時まで

2 場所

呉市役所本庁舎7階 755～756 会議室（呉市中央4丁目1番6号）

3 講習科目

科 目	時間数	内 容
屋外広告物に関する法令	3時間	屋外広告物法，屋外広告物条例その他の関係法令についての一般的な知識を講習します。
屋外広告物の表示に関する事項	3時間	都市の景観と広告物の意匠，色彩及び形状との調和のあり方などについての一般的な知識を講習します。
屋外広告物の施工に関する事項	4時間	屋外広告物の材料・構造，設置方法などについての一般的な知識を講習します。

4 講習日程

11月12日（木）

時 間	科 目	備 考
10:30 ～ 10:45	受付	
10:45 ～ 10:55	開講式	
11:00 ～ 12:00	屋外広告物に関する法令①	概要・安全点検
12:00 ～ 13:00	昼休憩	
13:00 ～ 13:40	屋外広告物に関する法令②	景観法
13:50 ～ 16:50	屋外広告物の表示	

11月13日（金）

時 間	科 目	備 考
10:15 ～ 10:30	受付	
10:30 ～ 11:10	屋外広告物に関する法令③	道路法
11:20 ～ 12:00	屋外広告物に関する法令④	建築基準法
12:00 ～ 13:00	昼休憩	
13:00 ～ 17:00	屋外広告物の施工	

5 受講科目の一部免除

次のいずれかに該当される方は、講習科目のうち「屋外広告物の施工に関する事項」の受講を免除することができます。

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士
- (2) 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士
- (3) 電気事業法第44条第1項第1号から第3号までに掲げる主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者又は職業訓練修了者であって帆布製品製造に係るもの

※受講の免除を申請される方は、申込みの際、その資格を証する書類の写しを添付してください。

6 講習手数料

- (1) 講習手数料 4,000円（テキスト代金は含みません。）
- (2) 納付方法

受講申込書受付後、納入通知書を郵送しますので、呉市が指定する金融機関でお支払い後、令和8年11月5日（木）までに納入通知書兼領収証書（金融機関の印が押してあるもの）の写しをメール又はFAXにて送付してください。納付確認後、受験票を送付します。

※納付された手数料は返還できませんので、ご注意ください。

7 受講申込手続

- (1) 申込受付期間 令和8年10月1日（木）から10月23日（金）

※直接持参される場合は、土曜日・日曜日・祝日を除きます。

※郵送による申込みは、10月23日（金）までに必着のものを有効とします。

- (2) 申込方法

申込書の提出（郵送又は持参）、若しくは電子申請によりお申込みください。受付後、講習手数料の納付書を郵送します。

ア 電子申請による申込み

呉市ホームページの申込みフォームへアクセスし、必要事項を入力してお申込みください。

イ 郵送、持参による申込み

受講申込書は呉市ホームページからダウンロードすることができます。必要事項を記入のうえ、郵送又は持参してください。

【提出先】

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市都市部都市計画課 総務グループ

8 テキスト

講習会では、次のテキストを使用します。

「屋外広告の知識」 全3巻／ぎょうせい刊

- (1) 法令編（第五次改訂版） 2,970円
- (2) デザイン編（第四次改訂版） 2,096円
- (3) 設計・施工編（第四次改訂版） 2,724円 合計7,790円（税込）

※当日、会場でも販売します。会場での購入を希望される方は、受講申込時にテキストの購入予定をお知らせください。

9 受講票の送付

講習手数料の納付確認後、受講票をメール又は郵送します。令和8年11月10日（火）までに受講票が届かないときは、呉市都市計画課にお問合せください。

10 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了された方には、講習会終了後、修了証明書を交付します。

11 講習会会場案内

【呉市役所本庁へのアクセス】

電車の場合

JR呉線「呉駅」下車 徒歩約15分

バスの場合

呉駅前バスターミナルから

- ・北原・熊野営業所・苗代下条方面行
（焼山熊野苗代線（上二河経由））乗車→「体育館前」バス停下車→徒歩約4分
※「呉市役所前」バス停を経由する運行時間帯もあります。
- ・辰川方面行（辰川線）乗車→「呉市役所前」バス停下車
- ・長の木長迫線（右回り）乗車→「体育館前」バス停下車→徒歩約4分

12 問合せ先

呉市都市部都市計画課 総務グループ

TEL 0823-25-3366・3374

FAX 0823-24-9645

E-mail tosikei@city.kure.lg.jp

呉市役所本庁周辺地図

